

2022 年度 後期総会

2022 年 12 月 17 日

目次

1. 後期予算案
2. 後期決算報告
3. 収支内訳
4. 来年度前期予算案
5. 監査証明書
6. 夏合宿決算報告書
7. 温泉合宿決算報告(未実施につき略)
8. 議題
9. 会則
10. 弓の管理に関する諸規則

監査資料

監査日：2022年11月30日

配布資料：2022年度後期決算報告
収支内訳、2023年度前期予算案

2022年度後期予算案

<予想される2022年度前期決算修正>

2021年度前期修正前繰越金	¥1,567,905	
収入	2021年度前期会費	¥9,000 (3,000×3)
	計	¥9,000

支出	施設利用料	¥20,000
	計	¥20,000

修正後予想前期繰越金

¥1,567,905 + ¥9,000 - ¥20,000 = ¥1,556,905

<2022年度後期予算案>

2021年度修正後前期繰越金	¥1,556,905	
収入	入会金	¥30,000 (¥2,000×15)
	2022年度後期会費	¥477,000 (¥3,000×159)
	計	¥507,000

支出	施設利用料	¥80,000
	弓具費	¥30,000
	印刷費	¥1,000
	交通費	¥5,000
	文具費	¥2,000
	郵送費	¥5,000
	定例射会景品	¥10,000
	成人射会関連費	¥1,000
	審査関連費	¥1,000
	WEBサービス使用料	¥15,000
	計	¥150,000

2022年度後期期繰越金

¥1,556,905 + ¥507,000 - ¥150,000
= ¥1,913,905

2022年7月2日締め 同日作成

2022年度後期決算報告

<2022年度前期決算修正>

2022年度前期修正前繰越金 ¥1,567,905

収入 計 ¥0

支出 計 ¥0

2022修正後後期繰越金

¥1,567,905

<2022年度後期決算>

2022年度修正後後期繰越金 ¥1,567,905

収入 利息 ¥6

2022年度前期会費 ¥12,000 (¥3,000×4)

2022年度後期会費 ¥295,000 (¥3,000×98+1,000)

入会金 ¥4,000 (¥2,000×2)

施設利用料返却金 ¥13,000

手違い金 ¥19,500

立替金返却金 ¥1,071,650

計 ¥1,415,156

支出 施設利用料 ¥35,160

弓具費 ¥208,985

Web 使用料 ¥29,581

定例射会景品代 ¥28,965

手数料 ¥2,690

立替金 ¥1,192,067

文具費 ¥220

計 ¥1,497,668

2022年度前期繰越金

¥1,567,905 + ¥1,415,156 - ¥1,497,668

= ¥1,485,393

2022年11月30日締め 同日作成

2022年度後期決算

7月收入

日付	金額	項目	対象
9	5,000	入会金及び22前期会費	善波
14	3,000	22前期会費	永井
20	3,000	22前期会費	高林
25	5,000	入会金及び22前期会費	石丸
16,000 計			

7月支出

日付	金額	項目	対象	備考
0 計				
現金				
8	220	文具費		

預金	1,527,375
現金	40,310
期首金	1,567,685
収入	16,000
支出	0
変動額	16,000
繰越金	1,583,685

8月收入

日付	金額	項目	対象
22	6	利息	
6 計			

8月支出

日付	金額	項目	対象	備考
20	680,300	合宿立替金	夏合宿	金井
	330	振込手数料		
26	10,800	施設利用料	世田谷	用賀
31	350,350	合宿立替金	夏合宿	金井
	220	振込手数料		
	11,880	web使用料	早間	
	173,620	弓具費	早間	
	220	振込手数料	早間	
1,227,720 計				

預金	1,543,375
現金	40,310
期首金	1,583,685
収入	6
支出	1,227,720
変動額	-1,227,714
繰越金	355,971

9月收入

日付	金額	項目	対象
9	19,500	合宿参加費(手違い)	永井
19,500			

9月支出

日付	金額	項目	対象	備考
11	41,000	立替金	不明	
	110	時間外手数料	遠藤	
41,110				

預金	315,661
現金	40,310
期首金	355,971
収入	19,500
支出	41,110
変動額	-21,610
繰越金	334,361

10月收入

日付	金額	項目	対象
5	41,000	立替金返却金	不明
12	103,065	立替金返却金	夏合宿
25	3,000	22後期会費	權藤
26	3,000	22後期会費	八巻
27	3,000	22後期会費	野々原
28	3,000	22後期会費	竹下
28	3,000	22後期会費	山下
28	3,000	22後期会費	古川
29	3,000	22後期会費	稲生
31	3,000	22後期会費	岡田
1,095,650 計			

10月支出

日付	金額	項目	対象	備考
5	110	時間外手数料		
5	17,701	web使用料	西脇	
5	330	手数料		
5	28,965	定例射会景品代	佐々木	
5	380	手数料		
14	120,417	立替金	成人射会	遠藤
	330	振込手数料		
26	24,360	施設利用料	世田谷	用賀
192,593 計				

預金	294,051
現金	40,310
期首金	334,361
収入	1,095,650
支出	192,593
変動額	903,057
繰越金	1,237,418

11月收入

日付	金額	項目	対象
1	3,000	22後期会費	佐藤
	3,000	22後期会費	有馬
2	3,000	22後期会費	木津
	3,000	22後期会費	伊藤
	3,000	22後期会費	石丸
	3,000	22後期会費	藤森
	3,000	22後期会費	三輪

11月支出

日付	金額	項目	対象	備考
28	¥33,516	弓具費	杉山	
	330	振込手数料		
30	1,849	弓具費	早間	
	330	振込手数料		
¥36,025 計				

預金	1,197,108
現金	40,310
期首金	1,237,418
収入	284,000
支出	36,025
変動額	247,975
繰越金	1,485,393

3	3,000	22後期会費	忠内
	3,000	22後期会費	伊藤
4	3,000	22後期会費	津島
	3,000	22後期会費	寺澤
	3,000	22後期会費	豊田
5	3,000	22後期会費	寺見
7	3,000	22後期会費	高梨
9	3,000	22後期会費	斎藤
	3,000	22後期会費	野尻
	3,000	22後期会費	堀江
	3,000	22後期会費	巨知
10	3,000	22後期会費	大山
	3,000	22後期会費	竹本
11	13,000	施設利用料金返却金	駒沢
	3,000	22後期会費	秋本
	3,000	22後期会費	青柳
	3,000	22後期会費	坂本
	3,000	22後期会費	早間
13	3,000	22後期会費	佐々木
	3,000	22後期会費	筒井
	3,000	22後期会費	南
14	3,000	22後期会費	森
	3,000	22後期会費	永田
	3,000	22後期会費	菅野
	3,000	22後期会費	石井
	3,000	22後期会費	飯田
	3,000	22後期会費	小笠原
	3,000	22後期会費	山口
	3,000	22後期会費	菊池
	3,000	22後期会費	一色
	3,000	22後期会費	島田
	3,000	22後期会費	鈴木
	3,000	22後期会費	郡山
	3,000	22後期会費	石橋
	3,000	22後期会費	中谷
	3,000	22後期会費	茂木
	3,000	22後期会費	山本
	3,000	22後期会費	山本
15	3,000	22後期会費	鍛原
	3,000	22後期会費	則兼
	3,000	22後期会費	伊藤
	3,000	22後期会費	金井
	3,000	22後期会費	中戸
	3,000	22後期会費	高橋
	3,000	22後期会費	廣渡
	3,000	22後期会費	石原
	3,000	22後期会費	鈴木
	3,000	22後期会費	森口
	3,000	22後期会費	細川
	3,000	22後期会費	村瀬
	3,000	22後期会費	内田
	3,000	22後期会費	西
	3,000	22後期会費	藤原
	3,000	22後期会費	倉嘉
	3,000	22後期会費	小泉
	3,000	22後期会費	井出
	3,000	22後期会費	遠藤
	3,000	22後期会費	岡部
	3,000	22後期会費	衣川
	3,000	22後期会費	溝口
	3,000	22後期会費	小川
	3,000	22後期会費	大久保
	3,000	22後期会費	赤坂
	3,000	22後期会費	砂川
	3,000	22後期会費	浜名
	3,000	22後期会費	榎本

	3,000	22後期会費	河原
	3,000	22後期会費	熊谷
	3,000	22後期会費	和田
	3,000	22後期会費	森山
	3,000	22後期会費	平井
	3,000	22後期会費	高砂
	3,000	22後期会費	岸
	1,000	22後期会費 (前期余剰控)	山崎
	3,000	22後期会費	田隴
16	3,000	22後期会費	梅田
	3,000	22後期会費	早川
	3,000	22後期会費	霞末
	3,000	22後期会費	岡
	3,000	22後期会費	前田
	3,000	22後期会費	和田
	3,000	22後期会費	渡辺
	3,000	22後期会費	高林
	3,000	22後期会費	大野
17	3,000	22後期会費	大貫

284,000 計

1,415,156 計

6 利息

12,000 2022年度前期会費
295,000 2022年度後期会費
4,000 入会費
13,000 施設利用料金返却金
19,500 手違い金
1071650 立替金返却金

1,415,156 計

1,497,448 計

220 現金計

35,160 施設利用料

208,985 弓具費
29,581 Web使用料
28,965 定例射会景品代
2,690 手数料
1,192,067 立替金
220 文具費

1,497,668 計

2023年度前期予算案

<予想される2022年度後期決算修正>

2022年度後期修正前繰越金	¥1,485,393	
収入	2022年度後期会費	¥45,000 (3,000×15)
	入会費	¥12,000 (2,000×6)
	計	¥60,000

支出 なし

修正後予想後期繰越金

¥1,485,393 + ¥60,000 = ¥1,545,393

<2023年度前期予算案>

2022年度修正後後期繰越金	¥1,545,393	
収入	入会金	¥80,000 (¥2,000×40)
	2023年度前期会費	¥480,000 (¥3,000×160)
	計	¥560,000

支出	施設利用料	¥100,000
	弓具費	¥200,000
	印刷費	¥1,000
	交通費	¥5,000
	文具費	¥2,000
	郵送費	¥5,000
	オリエン関係費	¥7,000
	計	¥320,000

2023年度前期繰越金

¥1,545,393 + ¥560,000 - ¥320,000
= ¥1,785,393

2022年11月30日締め 同日作成

以上の通り、2022年度後期の合宿における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会

合宿担当

金井 亮 

合宿担当

忠内 也哉子 

以上の通り、2022年度後期における決算報告を致します。

慶應義塾大学弓道同好会

財務

遠藤 鈴奈 

以上の会計報告を本同好会の趣旨に合致したものとし、これを承認致します。

慶應義塾大学弓道同好会

会計監査

寺見 勇輝 

会計監査

小山 玲 

2022年 11月 30日

2022 年度夏合宿 収支報告書

合宿担当：金井亮

合宿担当：忠内也哉子

2022 年度夏合宿の収支を以下にまとめる。

2022 年度合宿口座残金		¥128,900
収入	参加費	¥3,275,420
支出	宿泊費	¥1,746,730
	宿予約金	¥300,000
	バス予約金	¥730,650
	保険代	¥86,400
	必要経費	¥260,106
	返金	¥327,140
	計	¥3447,486

2022 年度合宿口座残金 ¥-46.706

参加費及び返金一覧

学年	名前	振込額	但書	返金
1 年	廣渡和真	51000	参加費	9000
1 年	對馬諒	51000	参加費	9000
1 年	中屋颯太	51000	参加費	9000
1 年	菊池祐揮	51000	参加費	9000
1 年	岡部優希	33500	参加費	9000
1 年	黒田峻世	51000	参加費	9000
1 年	木津晃平	51000	参加費	9000
1 年	岡田将汰	24500	参加費	
1 年	倉崑隆太	33500	参加費	9000
1 年	朴唯信	51000	参加費	9000
1 年	鈴木雄介	51000	参加費	9000
1 年	石原響	51000	参加費	
1 年	青柳樹	51000	参加費	
1 年	大野大暉	51000	参加費	
1 年	河原斗哉	24500	参加費	

1年	山口拓未	33500	参加費	
1年	竹下晃貴	23400	参加費	
1年	梅田哲寿	51000	参加費	9000
1年	巨知達明	51000	参加費	9000
1年	石橋悠大	51000	参加費	9000
1年	佐々木求道	51000	参加費	18600
1年	溝口太陽	23400	参加費	
1年	島田愛里	51000	参加費	9000
1年	張千夏	51000	参加費	9000
1年	堀江乃々夏	51000	参加費	
1年	寺澤実紗	25000	参加費	1600
1年	和田透花	51000	参加費	
1年	内田くるみ	51000	参加費	
1年	岡凜央音	23400	参加費	
1年	郡山花凜	51000	参加費	
1年	野尻かりん	33500	参加費	
1年	竹本佳歩	51000	参加費	
1年	石井麗子	51000	参加費	9000
1年	伊藤光咲子	51000	参加費	9000
1年	伊藤亜優	51000	参加費	
1年	山下桃佳	51000	参加費	9000
1年	高砂柚乃	51000	参加費	9000
1年	茂木結	51000	参加費	9000
1年	高梨怜子	55000	参加費	9000
1年	榎本祥子	32400	参加費	9000
1年	森仁菜	33500	参加費	
1年	枝松亜希子	11000	参加費	500
1年	田部井智恵	23400	参加費	
1年	大貫恵実	46000	参加費	9000
1年	鈴木里彩	23400	参加費	
1年	金佳泳	23400	参加費	
1年	三輪あすか	32400	参加費	
2年	早間健斗	51000	参加費	
2年	小笠原健	24500	参加費	
2年	牧ノ瀬蒼斗	51000	参加費	

2年	早川太志郎	24500	参加費	
2年	佐々木優汰	51000	参加費	
2年	金井亮	51000	参加費	
2年	一色奏都	51000	参加費	
2年	角間夢人	19500	参加費	
2年	南雄太	51000	参加費	
2年	有馬素司	24500	参加費	
2年	稲生晃大	23400	参加費	
2年	飯田遥人	24500	参加費	
2年	霞末直人	24500	参加費	
2年	鍛原綾吾	25900	参加費	
2年	杉山空	51000	参加費	
2年	名越千峻	33500	参加費	
2年	遠藤凜子	51000	参加費	
2年	遠藤鈴奈	51000	参加費	
2年	岸真唯子	33500	参加費	
2年	村瀬あかり	31850	参加費	
2年	古川ひより	51000	参加費	
2年	佐藤心希	24500	参加費	
2年	忠内也哉子	51000	参加費	
2年	前田えま	51000	参加費	
2年	坂本麻央	9600	参加費	
3年	山崎龍一	46000	参加費	
3年	西脇紗希	23400	参加費	
4年	森山優	19500	参加費	
4年	宮田大輝	19600	参加費	100
4年	筒井友哉	19500	参加費	
4年	大久保彰洋	19500	参加費	15500
4年	小泉創紀	19500	参加費	
4年	永井隆志	19500	参加費	
4年	和田頌葉	24500	参加費	20500
4年	藤森佳乃	19600	参加費	100
4年	田嶋綾乃	19500	参加費	15500
4年	山本菜生	19500	参加費	
4年	衣川光	10500	参加費	

OB・OG	金吉樹	9900	参加費	7900
OB・OG	庄司豊	9900	参加費	7900
OB・OG	諏訪健太	9900	参加費	7900
OB・OG	東哲也	9900	参加費	7900
OB・OG	河面嶺至	18400	参加費	
OB・OG	宇津木彬人	9900	参加費	7900
OB・OG	沖元菜穂	18400	参加費	
OB・OG	細田詩織	9000	参加費	7000
OB・OG	上中幸多	9000	参加費	
OB・OG	坂倉直樹	2070	参加費	

合宿支出一覧

支出	
3530	下見代
396	下見代
6980	下見代
3086	下見代
1040	下見代
4070	荷物送料代
210	下見代
2035	景品代
23411	食費代
1160	荷物送料代
5719	食費代
1573	景品代
1375	荷物送料代
3782	お土産代
5940	買い出しタクシー
11195	食費代
9300	バス高速道路代
15300	バス高速道路代

2178	景品代
5940	交通費
40	景品代
21236	景品代
1620	お土産代
1000	景品代
3617	景品代
525	イベント費
3000	景品代
2000	景品代
730	下見代
3960	景品代
210	下見代
8250	下見代
8540	下見代
10581	食費代
5285	景品代
30600	バス高速道路代
2403	薬代
3321	薬代
1408	薬代
13200	検査キット
6600	検査キット
5520	景品代
2652	景品代
8306	薬代
3212	食費代
4070	下見代
計 260106	

議題 役職再編成の議案

臨担

- ・ 定例社会は内務、景品も内務が用意、チーム決めも内務
- ・ 遠的練も内務、遠的矢も内務が管理
- ・ 納涼船は総務
- ・ 二期会はひよだい
- ・ 日吉代表、内務の責任者がいない場合の責任者、という仕事も併せ持っていたが、例年臨担の参加頻度が高くないため、元から機能していない

連合

- ・ 変更無し。二名。コロナによりなくなっていた連合射会が復活してくるはずなので、先が読めないため。

指導

- ・ 前期総会で仮決定していた、指導主任廃止。前期総会後から後期総会までの期間の活動で指導主任をなくしても(経験者全体で指導するような形態に移行しても)大きな問題はなかったように見受けられるため、実際に廃止する。これはまた全体での可決を取る。指導主任を廃止する代わりにサークル全体で共有する、指導マニュアルを作成する。

内務

- ・ 上記の仕事を追加。
- ・ SNS(Instagram, Facebook)を一括して Web 担当が投稿、DM は総務。

外務

- ・ 練習の進み具合を内務と相談して日程調整する。
- ・ ”矢取の声がけを内務まで”を徹底させる。←これは全体に共有することでは？
矢取りもマニュアル作りますか？

<簡易的マニュアル作成>

① 初心者の指導

- ・ 初心者が入会した後の練習の行い方
練習の方針は、主にその練習日に参加している経験者の総代表・副代表・日吉代表・内務

を中心に決めることとする(前期総会で議題提出された文章には決まった指導方針を KQC の全体 LINE で共有するという記載があったが、必要性を感じないため削除)。当日参加している経験者と話し合っ、分担しながら上手く指導するように。

射法八節から始め、ゴム弓、素引き、巻き藁、的前、と段階的にステップアップするのが基本。巻き藁、的前に立つ際は初段以上の三人で上げていいのか判断する。立ってからも一人以上が見る。ゴム弓から素引きに移行する際は弓の扱いに慣れるために、最初から弦を用いて素引きするのではなく、ゴムのビヨンビヨンのやつ(これ正式名称何?笑)で練習すると良い。また巻き藁に上げる前に弾(かけ)の使い方に慣れるために弾素引きの練習が多くの場合必要になる。

*ただの素引きの練習を弾をつけて行うのは、初心者にとって危険なので好ましくない。

巻き藁は弾の使い方に不慣れであったり、初めての矢を射る工程になるので、必ず経験者の誰かしらが見る。初心者に対しても一人で行わないように徹底する。

初心者の参加頻度によって進み具合が変わってくるが、練習前に個人個人にどこまで進んでいるのか、直近で参加できているのか聞いておくとスムーズに、進度別にグループ分けして指導を行うことができる。巻き藁、的前まで進んでいたりする場合でも 1 か月ぶりの練習であったとしたら、ゴム弓であったり、基本的な動作の確認から始めさせる。

・射以外の面での指導

現時点で初心者は指導されて、射の習得、上達をすることだけが KQC での活動になってしまっている。的前に上がっても自分の矢は打ちっぱなしで矢取りにいかない。これに関しては単純に矢取りの仕方を教えていないことも問題である。そのため経験者が積極的に矢取りを教えるようにする。的前に上がった初心者から順に教えれば良いと思われる。

また練習前の準備、後片づけ、安土整備なども教えて、手伝わせる。

② 審査練習の指導

基本は通常の練習の指導とあまり変わらないので、審査練の練習日は同じように責任者を中心とした経験者と話し合っ指導方針を決め、指導する。審査前は練習にあまり参加できなかった受審者など、直前はバタつくことが多いため、外務・ひよだい・内務を中心に臨機応変に対応するようにする。

審査受審者(初段と弐段)のビデオ撮影日を決めるのはできれば外務に行ってもらいたいところではある。しかし外務の普段の練習の参加頻度が低い場合、特に初心者で受審する者の撮影ができる状態であるか否かの判断ができかねる。そのためこれからは原則外務を中心として、練習参加頻度が高く、個人個人の進度を把握している可能性が高い内務・ひよだいと相談しながら決めるようにする(これについては外務のマニュアルにも追記する)。決め

方は特に決まっていないが、まず受審者が審査練のどの練習日に参加できるか把握した上で、射や座射の完成度を踏まえて、どのビデオ撮影予定日も均等な数になるようにすると良い。

③ 弓具購入会

・今まで指導主任の二人で行っていた弓具購入会であるが、指導主任の廃止に伴い、経験者の分担で行うこととする。購入会前に日調を行って、行ける人で行く。日調に関しては日吉代表が行い、日調を行うことはひよだいマニュアルにも追記しておく。領収書などはその日連れていく経験者の中から代表者を決めて財務に渡せばいい。

指導マニュアル(仮)

2022年12月1日時点 随時更新

36期 南 雄太

① 初心者の指導

◎基本的な指導方針

・練習の方針は、主にその練習日に参加している経験者の総代表・副代表・日吉代表・内務を中心に決めることとする(前期総会で議題提出された文章には決まった指導方針を KQC の全体 LINE で共有するという記載があったが、必要性を感じないため削除)。当日参加している経験者と話し合っ、分担しながら上手く指導するように。

・射法八節→ゴム弓→ゴム弦素引き→素手素引き→蹠素引き→巻き藁→的前が理想の上げ方になると思われる。

・巻き藁、的前に立つ際は初段以上の三人で上げていいのか判断する。

・巻き藁に上げる前に蹠(かけ)の使い方に慣れるために蹠素引の練習が必要だが、危険なので、蹠素引きをする際はできるだけ経験者に見てもらおうようにする。特に巻き藁では同様に危険なため、必ず経験者の誰かしらが見る。初心者に対しても一人で行わないように徹底する。

・初心者の参加頻度によって進み具合が変わってくるが、進捗度合、直近の参加率を聞いておくとスムーズに、進度別にグループ分けして指導を行うことができる。巻き藁、的前まで進んでいたりする場合でも 1 か月ぶりの練習であったとしたら、ゴム弓であったり、基本的な動作の確認から始めさせる。

・(現時点で初心者は指導されて、射の習得、上達をすることだけが KQC での活動になってしまっている。)的前に上がっている初心者は自分が引き終わっても矢取りにいかない場合が多い。これに関しては単純に矢取りの仕方を教えていないことも問題である。そのため経験者が積極的に矢取りを教えるようにする。的前に上がった初心者から順に教えれば良いと思われる。

・練習前の準備、後片づけ、安土整備なども教えて、手伝わせる。

② 審査練習の指導

・審査練の練習日は通常の練習と同じように指導を行う。審査前は練習にあまり参加できなかった受審者など、直前はバタつくことが多いため、外務・ひよだい・内務を中心に臨機応変に対応するようにする。

・審査受審者(初段と弐段)のビデオ撮影日を決めるのは基本外務が行う。原則外務を中心として、内務・ひよだいと相談しながら決めるようにする(これについては外務のマニュアルにも追記する)。

・受審者が審査練のどの練習日に参加できるか把握した上で、射や座射の完成度を踏まえ、どのビデオ撮影予定日も均等な数になるようにする。

* 審査が対面審査に戻ったらこれは考慮しなくてよい

③ 弓具購入会

・(今まで指導主任の二人で行っていた弓具購入会であるが、指導主任の廃止に伴い、)経験者の分担で行うこととする。

・購入会前に日調を行って、行ける人で行く。日調に関しては日吉代表が行う。(日調を行うことはひよだいマニュアルにも追記しておく。)

・スタンプカードはできるだけ次の時間の部の人に渡すようにし、統一する(毎回作り直してカードが増えてしまうのは避けたい、統括している内務が混乱する)。その日連れていく経験者の中から代表者を決めて受け渡しを行えばスムーズに行えると思われる。

・購入会買い物リスト

道着：袖の長さ・☆動きやすさ

袴：くるぶしちょい上くらいの長さ

袴の長さは若干短め【長い方がいい感じなんだけど、短い方が履きやすい】

胸当て：黒いメッシュ・大きいサイズ

ゴム弓：黒の方(座右弓)

下がけ：2枚白いやつがサービスでついてくる+柄が欲しかったら個人で買う(270円/枚)

矢尺：+15、そのあと短くできる券くれる

筆粉ギリ粉：任意(サークルで共有のものがある)

矢の筈の色の変更は一本360円

クレカ支払いのひとはポイントつかない、現金の人だけ

袴の受け取りは連絡が来たら各自で行ってもら

(70,000円必須)

・購入会の諸情報

これは追記していきます。弓具店の情報、注意点をここで共有します。購入会行った人はここに共有してください！

2022年 12月 1日

表題

36期 金井

1. 提案

財務からがくたんへ赤字を補える金額の補助金の実現。なつがで予期せぬ出費があったため。

2. 現状・問題点

来年度への繰越金がなくなってしまったのと、36期がくたんが赤字の一部を立て替えている現状がある。

4. 補足事項

総会にて数値などの詳細をおくります。

慶應義塾大学弓道同好会 会則

2020.12.19 改正

我々弓道同好会は、弓道に親しみたいが体育会に入ること考えていないという人に弓道に親しむ場を提供し、弓道を愛する人々が集い友情を育むコミュニティーを打ち建てんがために創立された。

画一性を嫌う創立の主旨から、弓道に対する熱意・態度は基本的に個人に任される。よって練習は原則として自由参加である。また上下関係その他による不合理な強制力も排除する。但し、弓道への愛情と弓道人としての品位が会員全員に要求される事はもちろんのことである。

弓道同好会会員は、お互い弓道に対する熱意を喚起しあい、技術の向上をめざすことをその理念とする。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、弓道同好会と称する。また、KQC (Keio Q-do Club)及び慶弓会を略称として用いることを認める。

(目的)

第2条 本会は、弓道の習得向上とともに、弓道を志す者の相互の親睦を図る事をその目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

一 練習

二 合宿

三 学生審査の受審

四 対外交流試合

五 前四号に付帯又は関連する一切の活動

(機関構成)

第3条 本会は、総会、役員会及び監査役を設置する。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる会員によって構成される。

一 原則として慶應義塾大学学部学生により構成される本会員

二 原則として慶應義塾大学院生により構成される準会員

(権利)

第5条 会員は、原則として第2条2項各号に掲げる活動に参加する権利を有する。

- 2 本会員は、総代表及び日吉代表を選定し、これを罷免する権利を有する。
- 3 本会員は、本会運営に関するいかなる事項に関しても請願又は提言する権利を有する。
(義務)

第6条 会員は、本会主旨を守る義務を負う。

第3章 総会

(最高機関)

第7条 総会は、本会の意思決定における最高機関である。

(構成)

第8条 総会は、本会員により構成される。

(総会決議事項)

第9条 総会は、本会員が提案した議題及び議案で、役員会において審議されたものについて、決議をすることができる。

- 2 総会は、報告された事項について、修正の指示及び承認をすることができる。

(招集)

第10条 定時総会は、前期、後期の年2回招集する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。ただし、本会員の5分の1以上の要求があれば、役員会はその招集を決定しなければならない。

(招集手続)

第11条 総会を招集するには、総会の日々の2週間前までに、本会員に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会は、本会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 3 定時総会を招集するには、定時総会の招集を決定する役員会の日々の2週間前までに、本会員に対して議題及び議案を募集しなければならない。

(招集権者及び議長)

第12条 総会は、役員会の決議によって日吉代表が招集する。ただし、やむを得ず日吉代表が招集できないときは、総代表が招集する。

- 2 総会において、招集を決定した役員会においてあらかじめ定められた副代表が議長となる。ただし、やむを得ずあらかじめ定められた副代表が議長となれないときは、他の副代表が議長となる。

(議事)

第13条 総会は、全本会員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 総会の議事は、出席本会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 3 本会員は、全本会員の3分の2以上の署名を以て総会に役員会不信任案を提出できる。

(役員の出席義務)

第14条 役員は、総会に出席する義務を負う。ただし、やむを得ず出席できない場合は、活動報告その他必要な事項の報告を他の役員に委任することができる。

(総会の決議等の省略)

第15条 本会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 役員が本会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき本会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 本会員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、原則として代理人は議長とする。

2 前項の場合には、本会員は委任状を総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第17条 総会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、総会終了後これを全会員に告示しなければならない。

第4章 役員及び役員会

(役員)

第18条 役員は、次に掲げる通り設けられる。ただし、止むを得ない事情がある場合には、各役員を兼任する事ができる。

- 一 本会の総ての会員を代表する、学生責任者である総代表1名
- 二 総代表を補佐する副代表2名
- 三 本会の事務を総括する主務1名
- 四 日吉キャンパスの会員を代表し、OB会への連絡の責任者となる日吉代表1名
- 五 コンパ及びオリエンテーション等の企画及び運営を担当する総務1名以上
- 六 会費の徴収及び一般会計の管理を担当し、総会に於いて会計報告をする財務1名以上
- 七 道場の確保、本会所有の用具の管理、会員への連絡及び公的書類の保管等を担当する内務2名以上
- 八 対外的な業務、特に昇段審査受審の手続きを行う外務1名以上
- 九 合宿の企画及び合宿会計を担当し、総会に於いて合宿会計報告をする合宿担当1名

以上

十 熟練度の高い者を以て任じられ、練習時の指導を総括する指導主任 1 名以上

十一 対外交流試合の企画及び運営を行う連合役員 1 名以上

十二 臨時練習を統括する臨時練習担当 1 名以上

(選任及び解任の方法)

第 19 条 総代表及び日吉代表の選出は、総代表日吉代表選挙管理要綱に定めるところによる。

2 総代表は、日吉代表を承認した後、副代表及び主務を任命する。任命は、総会にて指名された日から 10 日以内に行わなければならない。

3 日吉代表は、総代表から承認を得た後、総代表、副代表及び主務以外の役員を任命する。任命は、総会にて指名された日から 10 日以内に行わなければならない。ただし、補欠又は増員などやむをえない場合はその限りでない。

4 総代表は、任意に役員を罷免する事ができる。

(役員の特権)

第 20 条 役員は、その職務の内容について、引継資料を作成する権利を有する。ただし、その内容は、本会則及び会執行則を逸脱してはならない。

(役員の特権)

第 21 条 役員は、前条に規定される文書及びそれに準ずる内容について、開示請求があったときは、開示請求者に対し、すみやかに当該内容を開示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる内容については、この限りではない。

一 会員の個人情報など、開示により個人の権利利益を害することが明白であるもの

二 識別符号など、開示により職務の遂行に影響を与えることが明白であるもの

第 22 条 役員は、その職務に関して知りえた個人情報及びそれに準ずる内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(不信任)

第 23 条 役員会は、総会で役員会不信任案が可決されたときは、解散しなければならない。

2 前項の場合、役員会は新たに総代表及び日吉代表が任命されるまで、引き続きその職務を行う。

(任期)

第 24 条 役員の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した役員の任期は、その選任時に在任する役員の任期の満すべき時までとする。

(役員会の招集)

第 25 条 役員会は、日吉代表が招集する。やむを得ず日吉代表が招集できないときは、総

代表が招集する。

2 役員会の招集通知は、各役員及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 役員会は、役員及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第26条 役員会の決議は、全役員の3分の2以上が出席し、出席役員の過半数をもって行う。

2 第11条3項により議題又は議案を提出した本会員は、役員会に出席し、当該議題又は議案の説明をすることができる。

(役員会の決議等の省略)

第27条 役員が役員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき役員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2 役員又は監査役が役員及び監査役全員に対して役員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を役員会へ報告することを要しない。

(役員会議事録)

第28条 役員会の議事については、開催日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、役員会終了後これを全構成員に告示しなければならない。

(会執行則)

第29条 役員会に関する事項は、本会則のほか、役員会において定める会執行則によるものとする。

第5章 監査役

(職務)

第30条 監査役は、その良心に従い役員会及び総会から独立してその職権を行使しなければならない。

2 監査役は、会計に対して妥当性及び違法性の監査を行う。

(選任及び解任の方法)

第31条 総代表は、2年生以上から2名を監査役に指名する。ただし、役員は監査役を兼任する事は出来ない。

2 監査役の任命は、総会において、全本会員の3分の1以上が出席し、出席した本会員の過半数の決議をもって行う。

3 監査役の解任は、総会において、全本会員の3分の1以上が出席し、出席した本会員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行う。

第32条 監査役の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、やむを得ない場合は再任することができる。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

第6章 会計

(構成)

第33条 本会会計は、通常の会計を行う一般会計及び合宿関係の合宿会計からなる。

2 一般会計は、主に会費を収入源とし、全構成員の利益に基づいて処理される。

3 合宿会計は、主に合宿担当が定めた各合宿参加費を収入源とし、当該合宿の参加者の利益に基づいて処理される。

(権限)

第34条 本会会計を処理する権限は、総会の議決に基づいて行使しなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。また、決算は次に掲げる半期ごとに行う。

一 前期は、後期総会の13日前から前期総会の14日前とする。

二 後期は、前期総会の13日前から後期総会の14日前とする。

(予算)

第36条 役員会は、前条に定める会計年度の予算を上半期及び下半期毎に作成し、監査役の承認後、総会にて会員に告示しなければならない。

(会計報告)

第37条 役員会は、総会に於いて少なくとも年2回会計報告を行わなければならない。

(会費等)

第38条 本会の入会金は、2,000円とする。

2 本会員は、半期毎に次に掲げる会費等を納入する義務を負う。また、必要に応じて新入生歓迎費を納入する義務を負う。

一 3,000円の前期会費

二 3,000円の後期会費

三 1,000円の休会者半期所属費

3 準会員は、年間5,000円の会費を納入する義務を負う。

4 第二項第一号及び前項の会費の納入締切期日は、4月末日とする。

5 第二項第二号の会費の納入締切期日は、創立記念パーティー当日とする。

6 第一項、第二項各号及び第三項の会費等は、一般会計に属する。

7 第二項の新入生歓迎費は、本会への新入生勧誘のための諸活動に使われ、その余剰金及

び不足金は一般会計に属する。

(会員の会費納入義務)

第39条 会員は、第35条に定める会費を納入しなければならない。ただし、経済的理由等による会費納入義務の免除及び納入期日の延期は、役員会の裁定で実施し、総会にて報告しなければならない。

(会費の変更)

第40条 本会会費の変更は、役員会によってこれを決定し、総会の議決を必要とする。

第7章 処分

(除名処分)

第41条 役員会は、次に掲げる項目に該当する会員に対する除名処分を決議できる。

一 総会が開会されるまでに会費を納入しなかった者で、会費の納入意思が認められない者

二 本会の主旨に反した者

三 本会の名誉を著しく毀損した者

四 本会に対して著しい損害を与えた者

2 前項第二号から第四号の会員に対する除名処分は、総会の承認を必要とする。

第8章 退会及び休会

(退会)

第42条 本会を退会する者は、退会の旨を役員会に申し出なければならない。

(休会)

第43条 本会に在籍する意志がありながら、勉学上の理由等により練習への参加が困難になった会員は、休会届を役員会に提出し、それが受理された場合には第35条に定める所属費を納入しなければならない。

2 休会者は、原則として第5条の権利を有しない。ただし、会費の納入を納入すればこの限りで無い。

第9章 改正

(改正の決議)

第44条 本会則の改正は、総会に於いて出席本会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第10章 附則

(会則に定めのない事項)

第45条 本会則に定めのない事項は、すべて法令の定めるところによる。

KQC における弓の管理上の諸規則（改正版）

KQC では現在多数の共有弓を保有している。共有財産たる弓の紛失などを防止し、その所在等を適切に管理し、各会員が支障なく弓道を行えるよう、以下にいくつかの諸規則を定める。各会員にはこれを熟読の上、順守するよう求める。

一章. 弓の貸し出し、返却

一条 KQC が保有する弓を個人が持ち帰る場合、必ずその旨をその日の練習時に内務 に報告する。

その際、①持ち帰る弓のキロ数と番号

②弓の返却予定日（4 週間以内）

の 2 点を必ず同時に内務に報告し、承認を受ける。

二条 弓の返却は予定日（4 週間以内）までに必ず行う。万が一やむを得ない事情により返却が遅れるなどの事態が発生した場合、すぐに内務まで連絡する。

三条 4 週間以内の弓の返却が困難であると内務が判断した場合は弓の貸し出しを認めない事がある。ただし合宿や連合等考慮すべき事情があればこの限りでない。

四条 弓を無断で持ち帰る、返却予定日を超えても返却せず連絡もしないなど、弓の取り扱いに関して問題があると認められる時には、日吉代表と内務の協議のうえで該当者に対し最大で 6 か月間 KQC の弓の使用を認めない場合がある。

五条 仮入会期間中は新入生による弓の持ち帰りは原則として認めない。

六条 総会の委任状の未提出者や出欠連絡を怠る者は、弓を貸し出すに相応しくないとし、最大 6 か月間 KQC の弓を使用する権利を失う場合がある。

七条 以前行っていた弓の点数制による管理は廃止する。

二章. 個人が所有する弓の管理

八条 個人が所有する弓に関しては、原則として各自が自宅等で管理する。日吉代表や内務から許可がある場合を除き、道場に個人の弓を置いていくことは認めない。

九条 個人が所有する弓に関しては、損傷等の損害は全て自己責任とする。ただし弓の使用や補修等の際に、筆粉やギリ粉、替え弦や握り革など KQC が所有する道具を適宜使うことができる。

三章. 弓の管理について

十条 経年劣化等による歪みなどのため、使用が危険、もしくは不可能と判断された弓に関しては、これを廃棄する。

廃棄の判断・実施については内務に一任する。

十一条 KQC の弓を使用中に、弦が切れる、中仕掛けや握り皮がぼろぼろになるなど使用

に支障をきたした場合には、原則としてその起因者が整備・補修を行う。新規に弓を使う際に既に整備・補修が必要だった場合には新規使用者が整備・補修を行う。その際、替え弦や握り革など KQC 所有の道具を適宜使用することが出来る。初心者は、必要に応じ経験者の指示を仰ぐ。なお、補修に際し弓具店に依頼する必要があると内務が判断した場合には費用は KQC の予算から支出する。

十二条 弓袋に穴が開くなど、持ち運びや保管に問題が生じた場合は内務まで報告する。個人所有の弓を除き、個人の判断で弓袋を交換することは禁止する。

十三条 KQC の弓を使用する場合、各会員の名前を弓の管理リストに必ず記載する。管理リストへの記載は内務が行い、各会員は自分の使用弓を内務に報告する。

十四条 弓の管理リストへの名前の記載後は、原則としてその弓を使用する。使用する弓を変更する場合は必ず内務に報告する。

十五条 弓の管理リストへの名前の記載後、長期間弓の使用がない場合は当該者に連絡を取った上でほかの会員との共有になる場合がある。

十六条 そのほか弓の管理については日吉代表、内務の指示に従う。 2016.8.3 (2016.12.24 一部改正)